

デ 国 第 39 号
令和3年10月8日

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

内閣総理大臣 岸 田 文 雄
(公 印 省 略)

情報処理の促進に関する法律第五十一条第一項第八号に基づく依頼について

情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第五十一条第一項第八号に基づき、下記の事項について同号に規定する調査研究及び必要な取組を行うことを依頼します。

記

企業間取引について、我が国においてデータ化され、リアルタイムで把握可能な電子商取引契約及び電子決済が取引金額の大半を占めるよう、電子インボイス標準、決済システム、事業者の本人確認システム（KYC）、受発注に関するシステムなど、運用及び管理を行う者が異なる複数の関連する情報処理システムの連携の仕組み（アーキテクチャ）を描くこと。

その際、①企業がどの業種に属し、どの電子受発注システム（EDI）や決済システムを使っているにもかかわらず連携可能な国際的な相互運用性を確保する API やデータ標準等の仕様の策定、②事業者の本人確認（KYC）など必須となる追加機能の特定及びそれに必要となる連携の仕組みの設計、③対個人取引、物流などの取組を踏まえつつ、周辺領域との接続性、拡張性を担保するガバナンスのあり方についても検討を行うこと。

以上